

川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱

(制定)

平成 1 8 年 9 月 1 5 日

1 8 川健障福第 4 1 9 号

健 康 福 祉 局 長 専 決

(最終改正)

令 和 6 年 6 月 1 日

6 川健障福第 2 3 0 号

市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項第 8 号に規定する移動支援事業として、屋外での移動に困難がある障害児・者を対象に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進するために実施する。

(実施の方法)

第 2 条 本事業の支給決定を受けた障害者及び障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が、市長が指定する移動支援事業者（以下「指定事業者」という。）からサービスを受けたときは、移動支援費を支給する。移動支援事業は、移動支援費の支給とする。

(利用の対象)

第 3 条 本事業のサービス受給対象者は、原則として、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する障害児・者とする。

- (1) 重度の視覚障害者であって、障害支援区分 1 以上の者
- (2) 脳性マヒ等全身性障害者（車いす常用者）であって、障害支援区分 1 以上の者
- (3) 知的障害者であって、障害支援区分 1 以上の者
- (4) 屋外での移動に困難がある、重度の視覚障害または脳性マヒ等全身性障害を有する障害児
- (5) 屋外での移動に困難がある知的障害児
- (6) 精神障害者であって、障害支援区分 1 以上の者
- (7) 難病等患者であって、障害支援区分 1 以上の単独で移動が困難な者
- (8) 上記各号の対象者と同等に、本事業の利用が必要と認められた者

2 前項第 4 号及び第 5 号の障害児にあつては、原則として、学齢児以上を対象とする。ただし、中学 3 年生までは、当該障害児の保護者を伴うことを原則とするが、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者の付添いを要せず、本事業による支給の対象とする。

- (1) 保護者等の就労により当該障害児を養育できない時間帯であつて、放課後等デイサービス事業等を利用できないとき。
- (2) 保護者等の疾病等により当該障害児に付き添ってサービスを利用することができな

いとき

(利用の制限)

第4条 前条の規定に関わらず、サービス受給対象者が、次の各号のいずれかに該当するときには、原則として、本事業によるサービス提供を受けることができない。

- (1) 法による重度訪問介護または重度障害者等包括支援を受けているとき。
- (2) 法による行動援護を受けているとき。
- (3) 法による同行援護を受けているとき。
- (4) その他サービス提供することが不適当と認められるとき。

(対象となる外出)

第5条 本事業の対象となる外出は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、通勤・営業活動等の経済的活動にかかる外出や、社会通念上本事業を利用することが適当でないと認められる外出については、本事業によるサービスを提供しないものとする。

また、車両等を利用して外出する場合にあっては、公共交通機関を利用した場合の外出を対象とするものであり、事業者が提供する車両等による外出は、本事業の対象とはしない。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出
- (2) 通学又は通所 当該障害児者が単独での移動が困難で、かつ通学・通所の手段が他になく、さらに保護者の疾病・障害・就労等社会的にやむをえない事情により当該障害児者の通学通所に付添うことができない場合に、原則、居宅から学校又は通所先事業所の片道又は往復の移動の支援を行うもの

2 次に掲げる外出及びこれに準ずる外出は、別に定める場合を除き、本事業の対象としない。

- (1) 指定移動支援事業者が提供する場所において、当該事業者が介護、見守り、余暇活動等のサービスを提供することを前提とした外出
- (2) 指定移動支援事業者が企図する外出
- (3) 健康被害や依存症を引き起こす可能性がある行為を目的とした外出等、公的外出支援として不適当と認められるもの

(サービスの類型)

第6条 本事業によるサービスの類型については、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援（個別支援）
 - (2) 複数の障害者に対する同時支援（グループ支援）
 - (3) 通学又は通所のための支援が必要な場合のマンツーマンでの支援（通学・通所支援）
- (申請)

第7条 支給決定を受けようとする障害者及び障害児の保護者（以下「利用者」という。）は、居住地を管轄する区長に、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律施行細則（平成１８年川崎市規則第６１号。以下「細則」という。）第３条に規定する介護給付費等支給決定申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により申請しなければならない。

（調査及び支給決定）

第８条 前条の定めにより申請を受けた区長は、法第２０条から第２７条までの規定に準じて支給決定するものとする。

２ 区長は、申請者に対し、支給決定をしたときは、細則第４条に規定する支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により、支給しないことを決定したときは、同条に規定する却下決定通知書により、利用者に通知するものとする。

（サービス標準量）

第９条 １カ月あたりのサービス標準量は、「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出」は４０時間とする。

２ 前項の標準量を超えるときは、居宅介護等利用内訳書により、サービスの利用状況にかかる内容を区長に申告し、審査を受けなければならない。

３ 通学・通所支援は、前２項とは別に、１ヶ月あたり４６回まで利用することができるものとする。ただし、１日２回の利用を限度とする。

４ やむをえず緊急に利用する必要性が生じたときは、区長の判断により、臨時的にサービス支給量を増量し、当該利用が終了し次第、すみやかに元のサービス支給量に戻すこととする。

（受給者証の交付）

第１０条 区長は、第８条第１項の規定により支給決定された者に対して、細則第５条に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

２ 受給者証には、費用負担額の有無、サービス支給量、支給期間を表示する。

（利用の方法）

第１１条 支給決定障害者等は、支給決定を受けたサービス支給量の範囲内で、直接、事業者利用申し込みを行い、サービスを受けるものとする。

２ 支給決定障害者等は、サービスを受けたときは、別表１に基づき算出されたサービス費用から移動支援費の額を控除した額を、サービスの提供を受けた事業者に支払うものとする。

３ 同一の月における利用者負担額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号、以下「施行令」という。）第１７条の規定に準じる。

また、利用者負担額の算定に用いる市町村民税額（所得割）については、次の各号に基づいて算定するものとする。

（１）平成２２年度改正前の１６歳未満の扶養控除及び１６歳以上１９歳未満の特定扶養控除を適用する。

(2) 平成30年度以降、市民税賦課期日に指定都市に住所を有していた者の市町村民税所得割額は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する標準税率(6%)を用いる。

- 4 当該同一の月に受けた法第29条に規定する指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の合計額から、同条第3項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに細則第12条の規定に基づき算定された特例介護給付費及び特例訓練等給付費の合計額を控除して得た額と合計した額が、施行令第17条第1項に規定する額を超えるときは、その超えた額を、第13条第1項第1号にかかわらず移動支援費に加え、支給するものとする。

(準用)

第12条 法第7条(他の法令による給付等との調整)、第8条(不正利得の徴収)、第9条、第10条(報告等)、第11条(厚生労働大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等)、及び第12条(資料の提供等)の規定は、本事業について準用する。

(移動支援費の報酬の算定等)

第13条 移動支援費の額は、別表1で定める単位数に10円を乗じて得た額に、次の各号の割合を乗じた額とする。ただし、第15条第2号に定めるエ及びコの資格を有する者が第5条第1項第1号の支援を実施したときには、別表1の報酬単位から100分の90を乗じた単位とする。(少数点以下四捨五入。以下この条において同じ)

(1)「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出」は、100分の90に相当する額

(2)「通学・通所支援」は、100分の90に相当する額

ただし、支給決定障害者等の月額負担額が10,000円を超えるときは10,000円を超えた額を、移動支援費の額とする。

(3)前2号にかかわらず、令第17条第4項に規定する者は、100分の100に相当する額

- 2 支給決定障害者等が事業者から移動支援サービスを受けたときは、市は、当該支給決定障害者等が当該事業者を支払うべきサービス費用について、移動支援費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該事業者を支払うことができる。

- 3 前項の規定により、事業者が移動支援費を請求するときは、介護給付費等の請求に関する省令(平成18年厚生労働省令第170号)に準じて請求するものとする。

- 4 第2項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し移動支援費の支給があったものとみなす。

- 5 市は、第2項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

6 市は、事業者から移動支援費の請求があったときは、法 29 条に準じて及びサービスを提供したことを証明する物件に照らして審査の上、支払うものとする。

7 サービス提供者が第 5 条第 1 項第 1 号の支援を実施する際、次号における身体介護及び行動にかかる介護を実施したときには、第 13 条 8 項で挙げる単位をそれぞれ加算することができる。

(1) 身体介護（身体介護Ⅰ）：身体介護（排泄介護、食事介護、衣類着脱、入浴介護）を実施した場合

(2) 行動にかかる介護（身体介護Ⅱ）：区分 3 以上の知的障害者、精神障害者が行動する際に予防的対応、制御的対応を実施した場合

8 前項で述べた加算は、別表 2 に定める単位数に 10 円を乗じて得た額とする。ただし、第 15 条第 2 号に定めるアからオ及びケに定める資格を有する者が支援にあたることを原則とし、これ以外の者が当該支援を実施したときには、報酬単位の 100 分の 50 を乗じた単位とする。

なお、加算については 1 回の利用にあたり 2 時間までを上限とする。

9 別表 1 の算定基準表の規定に関わらず、社会生活上必要不可欠な外出の 1 日あたりの 7 時間以上の報酬は、別表 3 に定める単位数に 10 円を乗じて得た額とする。

10 指定障害福祉サービス又は指定障害者支援施設を市外において利用するために支給決定を受けた障害者又は障害児が本事業を利用した場合は、市外地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年川健障計第 456 号）に基づき、移動支援費を請求できるものとする。

11 災害その他特別の事情があることにより、市が移動支援に要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける移動支援費の支給について法第 31 条を準用し、利用者負担額の減額・免除の手続きは細則第 13 条を準用する。

（事業者の指定）

第 14 条 第 2 条の指定事業者の指定は、次項及び第 3 項に定めるところにより、移動支援事業を行う者による申請により、移動支援事業を行う事業所ごとに行う。

2 本事業によるサービスを提供する事業者については、次の各号のすべてに該当することを指定の要件とする。

(1) 第 5 条に基づくサービスを、安全かつ円滑に実施する体制が確保されていること。

(2) 移動支援に係るサービス提供にあたっては、コーディネーター等を設置し、必要な調整を行うことができること。

(3) 障害者児の福祉に対する知識と理解を有し、利用者の人権を尊重した対応ができること。

(4) サービス提供者にかかる新任従事者養成研修、現任従事者研修等を実施し、サービス実施水準の確保、及び資質、技術の向上等に努める体制が確保されていること。

(5) 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年条例第 69 号）において、次の表のとおり第 6 条、7 条及び 9 条から第 33

条まで並びに第 3 5 条から第 4 3 条までの規定を満たしていること。ただし、同条例第 1 2 条（第 5 条（1）に該当する外出であって第 6 条（1）に該当する類型の場合を除く）の規定は除くものとする。

該当条文	内容
第 6 条	従業者の員数
第 7 条	管理者の設置
第 9 条	設備及び備品等
第 1 0 条	内容及び手続の説明及び同意
第 1 1 条	契約支給量の報告等
第 1 2 条	提供拒否の禁止
第 1 3 条	連絡調整に対する協力
第 1 4 条	サービス提供困難時の対応
第 1 5 条	受給資格の確認
第 1 6 条	介護給付費の支給の申請に係る援助
第 1 7 条	心身の状況等の把握
第 1 8 条	指定障害福祉サービス事業者等との連携等
第 1 9 条	証明書の携帯
第 2 0 条	サービスの提供の記録
第 2 1 条	指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることができる金銭の支払の範囲等
第 2 2 条	利用者負担額等の受領
第 2 3 条	利用者負担額に係る管理
第 2 4 条	介護給付費の額に係る通知等
第 2 5 条	指定居宅介護の基本取扱方針
第 2 6 条	指定居宅介護の具体的取扱方針
第 2 7 条	居宅介護計画の作成
第 2 8 条	同居家族に対するサービス提供の禁止
第 2 9 条	緊急時等の対応
第 3 0 条	支給決定障害者等に関する市町村への通知
第 3 1 条	管理者及びサービス提供責任者の責務
第 3 2 条	運営規程
第 3 3 条	介護等の総合的な提供
第 3 5 条	衛生管理等
第 3 6 条	重要事項の掲示
第 3 7 条	秘密保持等

第 3 8 条	情報の提供等
第 3 9 条	利益供与等の禁止
第 4 0 条	苦情への対応等
第 4 1 条	事故発生時の対応
第 4 2 条	会計の区分経理
第 4 3 条	記録の整備

3 前項に定めるもののほか、事業者の指定に関することは、次の表のとおり法第 3 6 条第 3 項から第 5 1 条まで（ただし、第 3 8 条から第 4 0 条まで、第 4 4 条、第 4 5 条及び第 4 7 条の規定は除く。）の規定を、指定移動支援事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

該当条文	内容
第 3 6 条	指定障害福祉サービス事業者の指定
第 3 7 条	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更
第 4 1 条	指定の更新
第 4 2 条	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務
第 4 3 条	指定障害福祉サービスの事業の基準
第 4 6 条	変更の届出等
第 4 8 条	報告等
第 4 9 条	勧告、命令等
第 5 0 条	指定の取消し等
第 5 1 条	公示

（サービス提供者の要件）

第 1 5 条 本事業によるサービス提供者については、次のいずれにも該当することを要件とする。

- （１）障害児・者の福祉に知識と理解を有している者
- （２）障害児者の移動支援を安全かつ円滑に行うことのできる者で、次のいずれかに該当する者。

ア 介護福祉士

イ 実務者研修修了者

ウ 居宅介護職員初任者研修課程修了者

エ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者

オ 介護職員初任者研修修了者

カ 重度訪問介護従事者養成研修課程修了者（全身性障害者及び全身性障害児への移動

支援に限る。)

キ 行動援護従事者養成研修課程修了者（知的障害児者、精神障害者への移動支援に限る。)

ク 同行援護従業者養成研修（視覚障害児者への移動支援に限る。)

ケ 看護師又は准看護師

コ 川崎市移動支援事業等従事者養成研修課程修了者

サ 神奈川県ガイドヘルパー養成研修課程修了者又はこれに同等な研修を修了した者（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（事業者に関する経過措置）

2 施行日において、法による外出介護を提供している事業者及び川崎市障害児者地域生活サポート事業の委託を受けている事業者については、継続して本事業によるサービス提供ができる事業者とする。

（サービス提供者に関する経過措置）

3 施行日において、川崎市障害児者地域生活サポート事業における介護人（ふれあいサポーター）の養成研修を修了し、活動している者については、継続して本事業によるサービス提供ができる者とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月17日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表１ 算定基準（第１１条第１項及び第１３条第１項関係）

移動支援（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出）

個別支援		グループ支援	
サービス提供時間	報酬単位	サービス提供形態及び提供時間	報酬単位
30 分以内	143 単位	介助者 1 人に利用者 2 人の場合（1 時間以内）	124 単位
30 分超 1 時間以内	268 単位	介助者 1 人に利用者 3 人の場合（1 時間以内）	97 単位
1 時間超 1 時間 30 分以内	375 単位	介助者 1 人に利用者 4 人の場合（1 時間以内）	83 単位
1 時間 30 分超 2 時間以内	470 単位		
2 時間超 2 時間 30 分以内	567 単位		
2 時間 30 分超 3 時間以内	663 単位		
所要時間 3 時間超の場合 663 単位に所要時間から計算して 30 分を増すごとに 97 単位を加算した単位数		所要時間 1 時間超の場合 1 時間の報酬単価に所要時間から計算して 30 分を増すごとに 97 単位を加算した単位数	

通学・通所支援

サービス提供時間	報酬単位
1 時間以内	2 6 8 単位／回
1 時間超 1 時間 30 分以内	3 7 5 単位／回
1 時間 3 0 分超 2 時間以内	4 7 0 単位／回

＊１ 算定方法については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の居宅介護の例によるものとする。

別表２ 加算内容（第１３条第８項関係）

加算内容及び 報酬単位（３０分ごと）			第１５条（２）に定めるアからオ及びケに定める資格を有する者の場合	それ以外の資格を有する者の場合
身体加算Ⅰ	個別支援	6 6 単位	× 1 0 0 / 1 0 0	× 5 0 / 1 0 0
	グループ支援	4 0 単位		
	通学・通所支援	6 6 単位		
身体加算Ⅱ	個別支援	6 6 単位		
	グループ支援	4 0 単位		
	通学・通所支援	6 6 単位		

別表3 1日あたりの7時間以上の報酬単位（第13条第9項関係）

サービス類型	7時間以上の報酬単位
介助者1人に利用者1人の場合	1, 536単位
介助者1人に利用者2人の場合	1, 385単位
介助者1人に利用者3人の場合	1, 358単位
介助者1人に利用者4人の場合	1, 344単位